

学生等の学びを継続するための緊急給付金申請手順

1. 文部科学省作成の「申請の手引き（学生用）」を熟読し、応募資格・要件等を確認してください。

※「申請の手引き（学生用）」は全国の大学等に共通の内容となっています。それ以外にも本学独自の提出物等がありますので、大学HPや本案内等に従って申請してください。

2. HPより、【様式1】、【様式2】、【別紙】をダウンロードしてください。（いずれもExcelファイル）

3. 【様式1】の申請書を作成してください。

この際、添付による書類の提出ができない場合や、申請にあたり申し送りたい事項（連絡・特記事項）がある場合は、必ず「3. 申し送り事項」欄に詳細を記載してください。

4. 【別紙】収支計算書を作成してください。

この際、収支差がマイナスにならないよう必ず確認をしてください。

日本学生支援機構奨学金貸与型の継続願を提出済みの方は不要となります。

5. 【様式2】誓約書を作成してください。

それぞれの要件チェック項目を確認し、該当する項目に✓を記入してください。また、【別紙】収支計算書で入力したデータを参考に家庭からの給付金額、アルバイト収入金額等を入力してください。

6. 上記で作成した【様式1】（必須）、【様式2】（必須）、【別紙】の他（必須）、自宅外通学を証明する書類（アパート賃貸借契約書等）等の提出（添付）する書類（次項参照）をGoogleドライブ（マイドライブ）に保存してください。添付書類はPDFやJPEG（画像）等のファイルでも構いませんが、【様式1】、【様式2】、【別紙】については、必ずダウンロードしたExcelファイル形式で保存してください。

7. 本学HPの「4. 申請方法」の【申請フォームはこちら】よりGoogleフォームを開き、申請内容の入力および提出書類データのアップロードをしてください。1月12日（水）正午を締め切りとし申請フォームを閉じます。

※本学はLINEや郵送での申請は受け付けていません。

<https://forms.gle/ikk7ozrQwaiCLxdB9>

8. 申請（フォーム送信）後、申請内容等についての確認をする場合があります。着信があった場合は必ず折り返しの電話をしてください。確認ができない場合は申請を受理できません。

9. 問い合わせはメールでのみ受け付けます。必ずIPUメールアドレス（〇〇@ipu-japan.ac.jp）から、件名を「2021緊急給付金」、本文に「学籍番号」、「学生名」および「問い合わせ内容」を記載して送信してください。

【メールアドレス】 sinsei-gakusei-sien@ipu-japan.ac.jp

【要件チェック項目とGoogleフォーム4ページ目にアップロードする証明書類（フォーム回答前にご準備ください）】
 （家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること）

要件チェック項目	証明書類等の例
①原則として自宅外で生活をしていること（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象とする。この場合、①の証明書類は不要）	アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い証明書類、住民票の写し等 ※日本学生支援機構の奨学生、寮生は不要
②家庭からの多額の仕送りがないこと	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は2020年度の仕送り額を記載預貯金通帳等の写し（任意）
③家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと	コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等、又は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入

（新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けていること）

④ アルバイト収入への影響とは次のいずれかの状況 1) 新型コロナウイルスの影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続していること 2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し、その状況が本年度になっても改善していないこと 3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっていること	1) 「3. 申し送り事項」に事情等を記入 今年度からアルバイトを予定していた学生については、Word等で就業計画書（様式任意）に就業予定業種、予定月収、予定年収等の詳細を記載したものを作成し、添付してください。 2) アルバイト先からの給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し等（2020年1月以降の2か月分で減少がわかるもの ※減少がわかるものが昨年度に係るものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること） 3) 他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合）
--	---

（既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること）

⑤既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと 1) 新制度に申し込みをしている者又は今後利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者 2) 新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者 3) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者	以下に係る認定書等の写し（提出可能な場合） ・第一種奨学金（無利子奨学金）（奨学生証） ・大学等独自の奨学金 ・民間等の支援制度等 ・外国人留学生学習奨励費
--	--